

直江津電子工業株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年3月1日～2028年2月29日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性従業員・・・取得率40%以上にする。

<対策>

- 2026年3月～ 従業員に行動計画の内容について周知する。
- 2026年3月～ 管理職向けの研修を通じた意識改革を推進する。

目標2：計画期間の最終事業年度において、フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月25時間未満とする。

<対策>

- 2026年3月～ 月次定例会議にて、部署別、個人別の残業傾向をレポート化し、経理層・部門長へフィードバックし、改善アクションを促進する。
- 2026年3月～ 上長と本人が勤務実績状況を把握し、アラートによって長時間労働の是正を促すシステムの導入。

以上